

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社を支えている株主をはじめとした全てのステークホルダー（従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会等）との信頼関係を構築・維持し、皆様の利益を重視した経営を行うことが当社の使命であると考えております。

そのためには、当社の事業が安定的かつ持続的な発展を果たすことが不可欠であり、このような発展の基盤となる経営の健全性・効率性・透明性の確保を目的とするコーポレート・ガバナンスの強化は重要な経営課題であると認識し、最適な経営管理体制の構築に積極的に取り組む方針であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
合同会社Original3	304,900	20.95
合同会社ファースト・ステージ	228,500	15.70
島田 亨	156,000	10.72
増村 一郎	80,000	5.49
株式会社ファースティ	51,000	3.50
ビー・スタイル従業員持株会	43,500	2.98
笠原 朗	43,300	2.97
水元 公仁	42,800	2.94
稲見 吉邦	35,000	2.40
肥田 義光	26,600	1.82

支配株主（親会社を除く）の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

大株主の状況は、2026年3月31日現在の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
七村 守	他の会社の出身者											
堤 和子	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
七村 守	○	—	長年にわたる企業経営者としての豊富な知識と経験、幅広い見識を有していることから、当社社外取締役の任に相応しく、職務を適切に遂行いただけると判断し、当社の社外取締役に選任しております。なお、七村守は新株予約権2,000個(新株予約権の目的となる株式の数2,000株)を保有しておりますが、それ以外に当社と七村守の間に人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
堤 和子	○	—	企業経営者としての豊富な知識と経験、企業の人材戦略や組織開発の専門家として幅広い知見を有していることから、当社社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。当社と堤和子との間には、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	2	0	1	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	2	0	1	社外取 締役

補足説明

更新

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図る目的として、指名報酬委員会を設置しております。本委員会は、取締役会の決議によって選定された委員4名以上で構成され、社外取締役を委員長として取締役会の諮問に基づき、取締役の指名、報酬等の決定について審議し、取締役会に答申を行うこととしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査は、常勤監査役1名を中心に、他の非常勤監査役2名と適切な業務分担を図ったうえで、取締役会及びその他重要な会議への出席、代表取締役社長及びその他取締役等との意見交換、重要書類の閲覧等を通じて実施しており、取締役の職務執行を不足なく監視できる体制を確保しております。

監査役会は、本書提出日現在、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されております。監査役会は、原則として月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は、内部監査室及び監査法人と随時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福士 貴紀	弁護士													
堀内 雅生	税理士													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福士 貴紀	○	—	弁護士として企業法務について豊富な経験と、公認会計士としての高い専門性を有しており、当社の健全性の向上に寄与できると判断し、当社の社外監査役に選任しております。なお、当社と福士貴紀との間には、人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。 また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
堀内 雅生	○	—	税理士としての高い専門性及び企業経営者としての豊富な知識と経験を有しており、その経歴を通じて培った税務及び経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、当社の社外監査役に選任しております。なお、当社と堀内雅生との間には、人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。 また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外取締役及び社外監査役をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

該当事項ありません。

ストックオプションの付与対象者 更新	社外取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
--------------------	-------------------------------------

該当項目に関する補足説明

付与数については、役職や今後の当社への業績貢献への期待及び企業価値向上の寄与等に応じて決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。
取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ総額で開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、指名報酬委員会による答申を受け取締役会で決定する方針としております。また、監査役報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において監査役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、経営管理本部経営管理部にて行っております。
取締役会の資料は、経営管理本部経営管理部より原則として開催日の3日前までに配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。
また、社外取締役に対しては、経営管理本部経営管理部より重要会議の議事、結果を報告しております。社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査人、内部監査間の情報共有を促進しております

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役及び取締役会

取締役会は、経営上の重要な事項に関する意思決定機関及び取締役の職務執行の監督機関として機能しており、本書提出日現在、取締役4名(うち社外取締役2名)で構成されております。代表取締役社長である三原は、当社グループの経営方針を策定することや当社の取締役会における議長を務めるなど、当社における最高経営責任者としての役割を担っており、また、取締役会長である増村は、代表取締役社長が定めた経営方針に従い、当社グループの役員の業務執行を管理監督するなど、当社における最高執行責任者としての役割を担っております。取締役会は、原則として月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。

2. 監査役及び監査役会

監査役監査は、常勤監査役1名を中心に、他の非常勤監査役2名と適切な業務分担を図ったうえで、取締役会及びその他重要な会議への出席、代表取締役社長及びその他取締役等との意見交換、重要書類の閲覧等を通じて実施しており、取締役の職務執行を不足なく監視できる体制を確保しております。

監査役会は、本書提出日現在、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されております。監査役会は、原則として月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は、内部監査室及び会計監査人と随時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。

3. 経営方針会議

当社では、業務運営上の重要事項について審議・検討・調整・協議・報告及び決議する機関として経営方針会議を設置しております。経営方針会議は、常勤取締役等により構成されており、監査役及び非常勤取締役はいつでも同席して意見を述べるができることとしております。経営方針会議は、原則として月2回以上開催するほか、必要に応じて臨時会を開催し、取締役会付議事項の審議、社内規程に準じた細則・要領の決議、プロジェクトチーム発足の要否、その他取締役会にて権限付与された事項の決議を行っております。

4. 内部監査

当社は独立した内部監査室を設けており、代表取締役社長の命を受けた内部監査室(内部監査室室長1名)が当社の全ての営業拠点及び子会社を対象に内部監査を実施しております。内部監査室は、事業年度毎に内部監査計画を作成し、代表取締役社長による承認を得た上で内部監査を実施しており、監査結果については、代表取締役社長に対して報告したうえで、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。

5. 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し同監査法人より適時適切な監査が実施されております。

6. リスクコンプライアンス委員会

当社のリスクコンプライアンス委員会は、委員長を代表取締役社長とし、委員は常勤取締役1名、常勤監査役1名、法務部長1名の計4名で構成されております。リスクコンプライアンス委員会は、

コンプライアンスに関する取組みを推進する、コンプライアンスに関する研修等の実施を主管部門に指示し統括する、当社及び当社グループ会社の経営危機について平時より適切な対策を検討することにより、当社及び当社グループ会社のコンプライアンス状況を把握し、コンプライアンス違反を未然に防止するとともに、コンプライアンス違反があった場合対応し、リスク管理推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るための機関として設置し、原則として年2回開催しております。

7. 指名報酬委員会

指名報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された代表取締役1名、社外取締役2名、社外監査役1名以上の4名以上で構成されており、社外取締役を委員長として取締役会の諮問に基づき、取締役の指名、報酬等の決定について審議し、取締役会に答申を行っております。

なお、2025年5月22日開催の定時取締役会にて、指名報酬委員会を設置することを決議しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、監査役による取締役の意思決定・業務執行の適法性に対する厳正な監査を通じて、経営の透明性と機動的な意思決定に対応できる経営管理体制の維持を図る目的から監査役設置会社を採用しております。具体的には、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するほか、迅速な経営上の意思決定の促進と重要事項に関する十分な審議を行うため、経営方針会議を設置するとともに、日常的に業務を監査する役割として内部監査室を設置しております。

当社では、これらの各機関の相互連携によって、経営の健全性・効率性を確保することが可能であると判断し、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆さまが十分に内容を検討するための期間を確保するため、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆さまにご出席いただくため、集中日を避けた開催となるように努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	当社はインターネットによる議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株主の皆さまの利便性を考慮し、必要に応じて検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	株主構成等を踏まえたうえで、必要に応じて検討してまいります。
その他	該当はありません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内に掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家のニーズ等を勘案し、今後検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ですが、株主構成に占める海外投資家の比率を踏まえて、海外投資家向けの説明会開催を検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料を当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部経営管理部を担当部署として設置しております。	
その他	該当はありません。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主・投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆様へ、常に株主・投資家の皆様の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切におこなうことをIRの基本方針としております。そのために社内体制の充実に努め、法令等に基づいた業績、財務内容等に関する情報をすみやかに開示し、株主・投資家の皆様に常に信頼していただける企業を目指しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、創業したきっかけである若年の労働人口の減少する社会の中、結婚や出産を機に退職したしゅふが再就職できないという問題解決をすることで、新たな雇用創出をするという社会課題の解決に取り組んでまいりました。 また、当社子会社の株式会社ピーススタイルチャレンジにおいて、当社グループの特例子会社として障がい者雇用を積極的に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	定期的に決算説明会を開催しております。また、個人投資家向け説明会の実施や機関投資家、アナリストとの個別ミーティングを積極的に行うことを予定しております。 さらに、当社のホームページ内にIRウェブサイトを開設し、当社情報を速やかに発信できる体制を構築、全てのステークホルダーの皆様に対して積極的な情報開示を行い、適切なコミュニケーションを図ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に基づき、取締役会決議により、以下のとおり内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、業務の適正性を確保するための体制の整備・運用をしております。

a. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、当社及び子会社の全役職員を対象とした行動規範としてコンプライアンス規程を定め、全役職員に周知徹底させる。
- (b) コンプライアンス規程に基づき、リスクコンプライアンス委員会を設置し、当社及び子会社全体のコンプライアンス体制の構築及び推進を図る。
- (c) 内部通報取扱規程に基づき、法令諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報システムの運用を行う。
- (d) 市民社会の秩序や安全性に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、関係行政機関や顧問弁護士等と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 情報システム管理規程に基づき、責任体制の明確化、情報セキュリティ維持・向上施策を継続的に実施する情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立する。
- (b) 機密保持規程に基づき、秘密性の程度に応じた管理基準に従い適切に管理する。
- (c) 個人情報保護マネジメントシステム規程に基づき、個人情報を厳重に管理する。
- (d) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理規程に基づき当社及び子会社のリスクの低減及び発生 の未然防止に努める。
- (b) リスク管理規程に基づき、委員会、部署にてリスクを種類ごとに管理するリスク管理体制の構築及び推進を図る。
- (c) 当社の監査役及び内部監査室は、当社及び子会社の各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月1回以上の定時取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。
- (b) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、権限、責任及び執行手続の詳細について定める。
- (c) 当社及び子会社の取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

e. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

上記a～dに掲げる事項のほか、

- (a) 子会社の取締役または監査役を当社から子会社に派遣し、取締役会への出席及び監査役による監査を通じて経営の状況を把握し、監督する。
- (b) 当社の内部監査室は当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を常勤の取締役及び監査役に報告し、状況に応じて必要な管理を行う。
- (c) 財務報告の適正性確保のため、当社の経営企画部門は、内部統制計画の策定、内部統制評価のモニタリングを行い、内部統制報告書を作成し、取締役会へ提出する。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

- (a) 監査役の業務補助にスタッフを配置することができる。
- (b) 当該スタッフは、取締役からの指揮命令を受けない。
- (c) 当該スタッフの人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けたものは、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生するおそれがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。また、前記に拘らず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (b) 前項の監査役への報告を行ったものに対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- (c) 監査役は、取締役会及び経営方針会議の他、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため重要な会議及び委員会に出席し、必要に応じて取締役及び、使用人にその説明を求めることができる。また、代表取締役との定期的な意見交換を開催し、意思の疎通を図ることとし、適切な報告体制を確保するものとする。
- (d) 法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- (e) 監査役より職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求がなされたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用分は債務を処理する。
- (f) 監査役は、会計監査人及び内部監査責任者と監査上の重要課題等について定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、内部統制状況を監視する。

h. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報取扱規程」に準じ、通報者が通報を行ったことに関し、いかなる不利益も与えてはならないよう措置を講ずる

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、2007年6月19日に犯罪対策閣僚会議幹事会より公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に示されている基本原則に基づき、当社における反社会的勢力対応の基本方針を次のとおり定めております。

(a) 組織としての対応

担当者・担当部署任せにならぬよう経営トップ以下、組織全体として対応する。また、対応する従業員の安全を確保する。

(b) 外部専門機関との連携

平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等と緊密な連携関係を構築する。

(c) 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは取引関係を含め、一切の関係を持たず、また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。

(d) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、毅然とした態度で臨み、躊躇せず民事・刑事の法的な対応をとる。

(e) 裏取引や資金提供の禁止

不祥事等の事案の隠蔽するために裏取引を行わず、資金提供も絶対行わない。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a) 社内規定の整備状況

当社では、「反社会的勢力排除・対応規程」を定め、全役職員が本規程を遵守し、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

(b) 対応統括部署及び不当要求防止責任者

反社会的勢力対応部署を経営管理本部法務部及びその責任者を経営管理本部長と定めております。また、不当要求防止責任者は、法務部長としております。

(c) 反社会的勢力排除の対応方法

(イ) 新規取引先・株主・役職員について

当社は、全ての役員、従業員、取引先、株主に対して下記の通りに反社会的勢力排除に向けた調査を行っております。

・当社の役員に対しては、登用時に関係各所からのヒアリングや日経テレコンを利用して調査を行います。

・当社の従業員(当社子会社が他社に派遣する派遣社員等は除く。)に対しては、人事本部(一部、事業部付)の採用担当者が最終面接前等の内定出し前の時点で、当該対象者についての調査を経営管理本部法務部に依頼します。同部担当者は日経テレコンを利用して調査を行い、その結果を採用担当者に連絡します。また、入社時又は入社後の誓約書において、反社会的勢力に該当しない旨の宣言書を入手します。

・新規取引先に対しては、日経テレコンを利用して調査を行います。また、新たに契約書を締結する場合には契約書に取引先が反社会的勢力等と関わる企業、団体等であることが判明した場合には契約を解除できる旨の排除条項を盛り込んでいます。

・既存取引先に対しては、最近1年間に取引がなく、今後も取引が見込まれない相手先を除き、原則として年に1回の調査を実施しています。

・株主に対しては、出資又は譲渡等による変更前に関係各所からのヒアリングや日経テレコンを利用して調査を行います。

(ロ) 取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

調査の結果、取引先等が反社会的勢力であると判明した場合は、速やかに取引関係等を解消する体制をとっております。また、反社会的勢力との関わりが明らかではないものの、疑わしい情報がある場合は暴追センターへの照会依頼などの追加調査を行うものとし、追加調査後もなお疑念が払しょくされない場合は、経営管理本部長と対応部署の協議により、反社会的勢力か否かを判定することとしております。なお、協議の結果については、その判断理由とともに調査マスタに記録しております。

(d) 外部の専門家との連携状況

当社は、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターに入会し、常時、反社会的勢力に関する情報を入手するよう努めております。また、当社では、不当要求防止責任者を選任し、警察署に届けるとともに、随時、講習等を受講しております。

(e) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、対応部署に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

(f) 研修活動の実施状況

当社は、定期的に役員及び全社員に対してコンプライアンス研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図っております。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

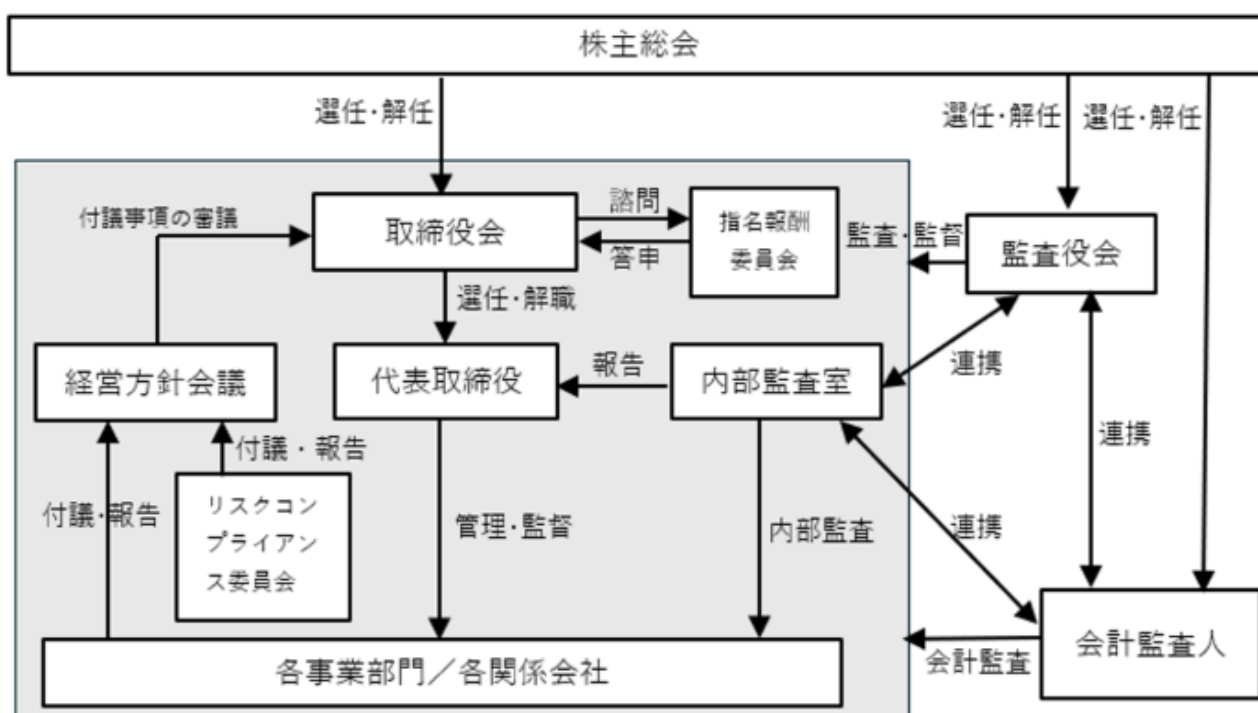
なし

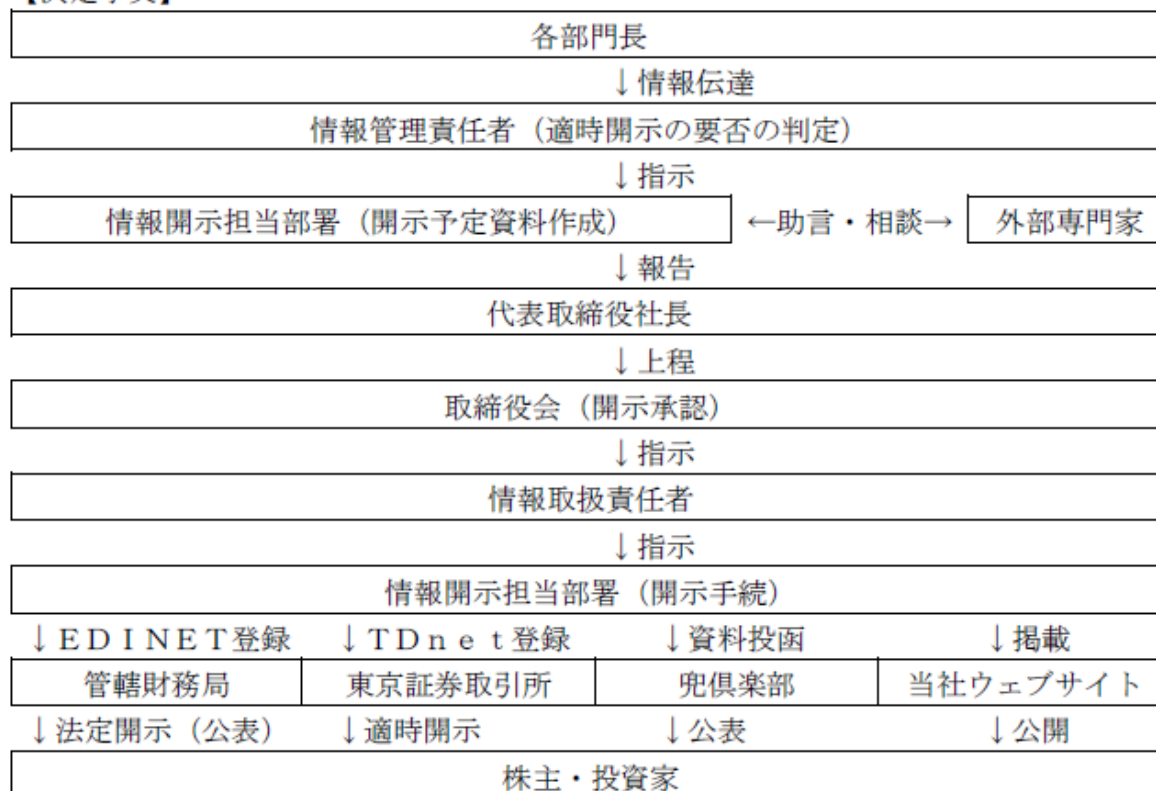
該当項目に関する補足説明

該当ありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制および適時開示手続に関するフローの模式図を参考資料として添付いたします。



【決定事実】**【発生事実】**

【決算情報】

